３月末任用期間満了者の社会保険料情報入力方法

1. 厚生年金保険料を２か月分控除する場合

３月例月給与から厚生年金保険料を２か月分控除する場合は、下のとおり入力する。登録誤りがないよう、金額は必ず保険料額表で確認する。

「退職時厚生年金保険料」欄に２か月分（２月分（３月納付分）＋３月分（４月納付分））の保険料を入力。

（例）31,110円×２か月分

登録された金額が、徴収終了月にそのまま控除される。

※12月の給与改定差額支給により、随時改定で3月分から等級が変更される場合は掛金に注意

テーブル

自動的に生成された説明

徴収終了年月は、令和７年３月末退職の場合「R07/03」を入力。

1. 【Ｑ６３】画面から入力できない場合

退職月に組合員種別が変わった等の理由で、【Ｑ６３】画面では下のエラーが出て社会保険料の徴収入力ができない者は、【Ｑ６３】には入力可能な徴収終了年月を入力したうえで、【Ｑ４４】（追給戻入額直接入力）から金額を直接入力する。

テーブル

自動的に生成された説明

【Ｑ４４】画面

支出科目は給与支給明細書の左上に記載されている支出科目と同じ科目を入力。

テーブル

自動的に生成された説明